

議案第15号

かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び
処分に関する条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する
条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び
処分に関する条例を廃止する条例

かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する
条例（平成17年かすみがうら市条例第71号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。